

佐賀県告示第 196 号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和 46 年佐賀県規則第 67 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり証紙代金収納計器取扱人の指定が取り消されたものとみなす。

令和 8 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 証紙代金収納計器取扱人の名称 一般社団法人佐賀県自家用自動車協会
- 2 取り消されたものとみなす年月日 令和 8 年 6 月 30 日